

○国土交通省令第五号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(三)	(三) 〃 (一)	(略)	(イ)	(ロ)	法第三十五条の (略)

(確認申請書の様式)
 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)

改正前

(三)	(三) 〃 (一)	(略)	(イ)	(ロ)	法第三十五条の (略)

(確認申請書の様式)
 第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(ロ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)

		(三)	(三) 〃 (四)	
		法第五十三条の規定が適用される建築物		(略)
法第五十三條、第四項、第五	法第五十三條、第四項、第五項又は第六項、第三号の許可	令第二條第一項第二号に規定する特例軒等に該当することの確認に必要な図書	耐火構造等の構造詳細図	建築面積求積
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	令第二條第一項第二号に規定する特例軒等に該当することを確認するために必要な事項	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	式	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
				に適合することの確認に必要な図書
				る当該直通階段の構造及び防腐措置

		(三)	(三) 〃 (四)	
		法第五十三条の規定が適用される建築物		(略)
法第五十三條、第四項、第五	法第五十三條、第四項、第五項又は第六項、第三号の許可	耐火構造等の構造詳細図	建築面積求積	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	式	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
				に適合することの確認に必要な図書
				る当該直通階段の構造及び防腐措置

(九) (三)	(略)	項又は第六項第三号の規定が適用される建築物	の内容に適合することの確認に必要な図書

三〇五 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇四 (略)

一

(イ)	(略)	図書の種類	(略)	(ロ)	明示すべき事項

(九) (三)	(略)	項又は第六項第三号の規定が適用される建築物	の内容に適合することの確認に必要な図書

三〇五 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一〇四 (略)

一

(イ)	(略)	図書の書類	(略)	(ロ)	明示すべき事項

		(十)	(九) S (二)			
備 建築設 される が適用 の規定 十六條		法第三 十六條 令第百 二十九 條の二 の五の 規定が 適用さ れる換 気設備	(略)	算書		
換気設備の構 造詳細図				必要有効換気 量を算出した 際の計算書		
(略)		(略)	(略)	の算出方法		
給気機の外気取入口、給気 口及び排気口並びに排気筒 の頂部に設ける雨水の浸入 又はねずみ、虫、ほこりそ の他衛生上有害なもの				必要有効換気量及びその算 出方法		
				給気口の中心から排気筒の 頂部の外気に開放された部 分の中心までの高さ		

		(十)	(九) S (二)			
備 建築設 される が適用 の規定 十六條		法第三 十六條 令第百 二十九 條の二 の五の 規定が 適用さ れる換 気設備	(略)	算書		
換気設備の構 造詳細図				必要有効換気 量を算出した 際の計算書		
(略)		(略)	(略)	の算出方法		
給気機の外気取入口、給気 口及び排気口並びに排気筒 の頂部に設ける雨水 又はねずみ、虫、ほこりそ の他衛生上有害なものを防ぐ				必要有効換気量及びその算 出方法		
				給気口の中心から排気筒の 頂部の外気に開放された部 分の中心までの高さ		

(六) ㄱ (-)	(略)	(イ)		(略)	入を防ぐための設備の構造
		(略)	(略)		

二 (略)
5 ㄱ 11 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一・二 (略)
- 一 (略)
- 二

(六) ㄱ (-)	(略)	(イ)		(略)	明示すべき事項
		図書の種類	(ㄷ)		

(六) ㄱ (-)	(略)	(イ)		(略)	ための設備の構造
		(略)	(略)		

二 (略)
5 ㄱ 11 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)
第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

- 一・二 (略)
- 一 (略)
- 二

(六) ㄱ (-)	(略)	(イ)		(略)	明示すべき事項
		図書の書類	(ㄷ)		

三 (略)
258 (略)

(建築率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)
第十条の四の七 令第三百三十五条の二十一第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(い)	(3)
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十六万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十四万円
柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十万円	
柱について二時間の耐火性能を有す	百四十五万円	

三 (略)
258 (略)

(建築率制限の緩和に当たり建築物から除かれる建築設備)
第十条の四の七 令第三百三十五条の二十一第一号の国土交通省令で定める建築設備は、かごの構造が壁又は囲いを設けている昇降機以外の建築設備とする。

別表第二(第十一条の二の三関係)

(略)	(い)	(3)
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十六万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円
	柱について一時間の耐火性能を有す	百三十四万円
柱について二時間の耐火性能を有す	百四十五万円	

(略)	法第二条第七号の認定に係る評価		
	ることを確かめる場合	柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合
	万円	円 百五十万	万円 百五十五
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	床又ははりについて一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合
	万円 百四十一	万円 百四十六	万円 百五十一
(略)	はりについて二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	万円 百六十一

別記
第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

(略)	法第二条第七号の認定に係る評価		
	ることを確かめる場合	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合
	万円	万円 百五十五	万円 百四十一
	床又ははりについて二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	床又ははりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	はりについて三時間の耐火性能を有することを確かめる場合
	万円 百五十一	万円 百六十一	万円

別記
第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

<p>【<u>ㄱ</u>. 建築面積】 (略)</p> <p>【<u>ㄴ</u>. 建築率】 (略)</p>	<p>【<u>ㄷ</u>. 建築面積】 (略)</p> <p>【<u>ㄹ</u>. 建築率】 (略)</p>
<p>【10. 延べ面積】 ～ 【15. 備考】 (略)</p>	<p>【10. 延べ面積】 ～ 【15. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ 9 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、9 欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p> <p>⑭～⑯ (略)</p> <p>⑰ 6 欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「ト」、9 欄の「<u>ㄴ</u>」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】 ～ 【9. 敷地面積】 (略)</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑬～⑯ (略)</p> <p>⑰ 6 欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「ト」、9 欄の「<u>ㄴ</u>」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号様式 (第十条の十六関係) (A4) (第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p> <p>【1. 地名地番】 ～ 【9. 敷地面積】 (略)</p>

<p>【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【<u>ㄱ</u>. 建築物全体】 () () () () ()</p> <p>【<u>ㄴ</u>. 建築率の算定の基礎となる建築面積】 (略)</p> <p>【<u>ㄷ</u>. <u>ㄱ</u>に記入した建築面積の申請区域の面積に対する割合】</p>	<p>【10. 建築面積】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>ㄱ</u>. 建築面積】 (略)</p> <p>【<u>ㄴ</u>. 建築面積の申請区域の面積に対する割合】</p>
<p>【11. 延べ面積】 ～ 【19. 備考】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】 ～ 【19. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p> <p>⑮～⑳ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ㄴ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号の二様式 (第十条の十六関係) (A4)</p> <p>(第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 10欄の「ㄴ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十一号の二様式 (第十条の十六関係) (A4)</p> <p>(第二面)</p> <p>申請区域及びその区域内の建築物等に関する事項</p>

<p>【1. 地名地番】～【9. 敷地面積】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【9. 敷地面積】 (略)</p>
<p>【10. 建築面積】 (略)</p> <p>【<u>1</u>. 建築物全体】 () () () () ()</p> <p>【<u>2</u>. <u>建築率の算定の基礎となる建築面積</u>] (略)</p> <p>【<u>3</u>. <u>ロに記入した建築面積の申請区域の面積に対する割合</u>】</p> <p>【11. 延べ面積】～【19. 備考】 (略)</p>	<p>【10. 建築面積】 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>1</u>. <u>建築面積</u>] (略)</p> <p>【<u>2</u>. <u>建築面積の申請区域の面積に対する割合</u>】</p> <p>【11. 延べ面積】～【19. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p> <p>⑮～⑳ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ム」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十四号様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>(第一面)</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑭～⑱ (略)</p> <p>㉑ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ム」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十四号様式 (第十条の十八関係) (A4)</p> <p>(第一面)</p>

<p>【1. 申請者】～【5. 敷地面積】 (略)</p>	<p>【1. 申請者】～【5. 敷地面積】 (略)</p>
<p>【6. 建築面積】 (略) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 対象区域内の建築物の建築面積の合計の対象区域の面積に対する割合】</p>	<p>【6. 建築面積】 (略) 【イ. 建築面積】 (略) 【ロ. 対象区域内の建築物の建築面積の合計の対象区域の面積に対する割合】</p>
<p>【7. 延べ面積】 (略)</p>	<p>【7. 延べ面積】 (略)</p>
<p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①～④ (略) ⑤ 3欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」、6欄の「ロ」並びに7欄の「ロ」は、それぞれ別記第六十一号様式の第二面の7欄の「ホ」(1)、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ニ」並びに11欄の「タ」に記入された面積、数値又は割合を記入してください。 ⑥・⑦ (略) 3. (略)</p> <p>第六十四の二号様式(第十条の十八関係) (A4) (第一面)</p>	<p>(注意) 1. (略) 2. 第一面関係 ①～④ (略) ⑤ 3欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」、6欄の「ロ」並びに7欄の「ロ」は、それぞれ別記第六十一号様式の第二面の7欄の「ホ」(1)、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ニ」並びに11欄の「上」に記入された面積、数値又は割合を記入してください。 ⑥・⑦ (略) 3. (略)</p> <p>第六十四の二号様式(第十条の十八関係) (A4) (第一面)</p>
<p>【1. 申請者】～【5. 敷地面積】 (略)</p>	<p>【1. 申請者】～【5. 敷地面積】 (略)</p>
<p>【6. 建築面積】 (略) 【イ. 建築物全体】 (略) 【ロ. 対象区域内の建築物の建築面積の合計の対象区域の面積に対する割合】</p>	<p>【6. 建築面積】 (略) 【イ. 建築面積】 (略) 【ロ. 対象区域内の建築物の建築面積の合計の対象区域の面積に対する割合】</p>

<p>【7. 延べ面積】 (略)</p>	<p>【7. 延べ面積】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 3欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」、6欄の「ロ」並びに7欄の「ロ」は、それぞれ別記第六十一号様式の第二面の7欄の「ホ」(1)、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」に記入された面積、数値又は割合を記入してください。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>(注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第一面関係</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 3欄の「イ」、「ロ」及び「ハ」、6欄の「ロ」並びに7欄の「ロ」は、それぞれ別記第六十一号様式の第二面の7欄の「ホ」(1)、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「ト」に記入された面積、数値又は割合を記入してください。</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A4)</p> <p>(第二面)</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【9. 主要用途】 (略)</p> <p>【10. 建築面積】</p> <p>【<u>イ</u>. 建築物全体】</p> <p>【<u>ロ</u>. 建築率の算定の基礎となる建築面積】</p> <p>【<u>ハ</u>. 建築率】</p> <p>【11. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【9. 主要用途】 (略)</p> <p>【10. 建築面積】</p> <p>(新設)</p> <p>【<u>イ</u>. 建築面積】</p> <p>【<u>ロ</u>. 建築率】</p> <p>【11. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p>	<p>(注意)</p> <p>1. ・2. (略)</p> <p>3. 第二面関係</p>

<p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p> <p>⑯～⑳ (略)</p> <p>㉑ 8欄の「ハ」、[ニ]、[ヘ]及び「ト」、10欄の「ム」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>①～⑭ (略) (新設)</p> <p>⑮～⑳ (略)</p> <p>㉑ 8欄の「ハ」、[ニ]、[ヘ]及び「ト」、10欄の「ム」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>第六十五号の二様式 (第十条の二十一関係) (A4) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 敷地の番号】～【9. 主要用途】 (略)</p>	<p>【1. 敷地の番号】～【9. 主要用途】 (略)</p>
<p>【10. 建築面積】 【ㄥ. 建築物全体】 【ㄷ. 建築率の算定の基礎となる建築面積】 【ㄸ. 建築率】</p>	<p>【10. 建築面積】 (新設) 【ㄥ. 建築面積】 【ㄷ. 建築率】</p>
<p>【11. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【11. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意) 1. ・ 2. (略)</p>	<p>(注意) 1. ・ 2. (略)</p>

<p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>⑮ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p> <p>⑯～⑳ (略)</p> <p>㉑ 8欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「ト」、10欄の「<u>ニ</u>」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. 第二面関係</p> <p>①～⑭ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮～⑰ (略)</p> <p>⑱ 8欄の「ハ」、<u>「ニ」</u>、<u>「ヘ」</u>及び「ト」、10欄の「<u>ニ</u>」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>4. (略)</p>
---	---

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）</p>	<p>【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）</p>
<p>【9. 建築面積】（略） 【<u>イ</u>. 建築物全体】（ ）（ ）（ ） 【<u>ロ</u>. 建築率の算定の基礎となる建築面積】（略） 【<u>ハ</u>. 建築率】</p>	<p>【9. 建築面積】（略） （新設） 【<u>イ</u>. 建築面積】（略） 【<u>ハ</u>. 建築率】</p>
<p>【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）</p>	<p>【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）</p>
<p>（注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬ 9 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離 1メートル以上 5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離 5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、9 欄の「イ」と同じ面積を記入してください。</p>	<p>（注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） （新設）</p>

<p>⑭～⑯ (略)</p> <p>⑰ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「フ」並びに10 欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「コ」並びに10 欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>
---	---

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>様式第15 (第五十二条関係) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>様式第15 (第五十二条関係) (第二面) 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【7. 主要用途】 (略)</p>	<p>【1. 地名地番】～【7. 主要用途】 (略)</p>
<p>【8. 建築面積】 (略) 【<u>イ</u>. 建築物全体】 () () () () 【<u>ロ</u>. 建築率の算定の基礎となる建築面積】 (略) 【<u>ハ</u>. 建築率】</p>	<p>【8. 建築面積】 (略) (新設) 【<u>イ</u>. 建築面積】 (略) 【<u>ロ</u>. 建築率】</p>
<p>【9. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>	<p>【9. 延べ面積】～【14. 備考】 (略)</p>
<p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑩ (略) ⑪ 8欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入すること。その他の建築物である場合においては、8欄の「イ」と同じ面積を記入すること。</p>	<p>(注意) 1. ・ 2. (略) 3. 第二面関係 ①～⑩ (略) (新設)</p>

<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 8欄の「ム」並びに9欄の「タ」は、百分率を用いること。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>⑫～⑭ (略)</p> <p>⑮ 6欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 8欄の「ム」並びに9欄の「タ」は、百分率を用いること。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>
---	---

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格A列4番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>	<p>第九号様式（第十八条関係）（日本産業規格A列4番） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項</p>
<p>【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）</p>	<p>【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）</p>
<p>【9. 建築面積】（略） 【<u>イ</u>. 建築物全体】（ ）（ ）（ ） 【<u>ロ</u>. 建築率の算定の基礎となる建築面積】（略） 【<u>ハ</u>. 建築率】</p>	<p>【9. 建築面積】（略） （新設） 【<u>イ</u>. 建築面積】（略） 【<u>ロ</u>. 建築率】</p>
<p>【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）</p>	<p>【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）</p>
<p>（注意） 1. ・2.（略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬ 9 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9 欄の「イ」と</p>	<p>（注意） 1. ・2.（略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） （新設）</p>

同じ面積を記入してください。

⑫～⑭ (略)

⑮ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「ユ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑯ (略)

4. (略)

⑫～⑭ (略)

⑮ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「ユ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑯ (略)

4. (略)

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項	別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格 A 4） （第二面） 建築物及びその敷地に関する事項
【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）	【1. 地名地番】～【8. 工事種別】（略）
【9. 建築面積】（略） 【 <u>1.</u> 建築物全体】（ ）（ ）（ ） 【 <u>ロ.</u> 建築率の算定の基礎となる建築面積】（略） 【 <u>ハ.</u> 建築率】	【9. 建築面積】（略） （新設） 【 <u>1.</u> 建築面積】（略） 【 <u>ロ.</u> 建築率】
【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）	【10. 延べ面積】～【15. 備考】（略）
（注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） ⑬ 9 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離 1メートル以上 5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離 5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合において、9 欄の「イ」と同じ面積を記入してください。	（注意） 1. ・ 2. （略） 3. 第二面関係 ①～⑫（略） （新設）

<p>⑭～⑯ (略)</p> <p>⑰ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「フ」並びに10 欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑱ (略)</p> <p>4. (略)</p>	<p>⑬～⑮ (略)</p> <p>⑯ 6 欄の「ハ」、 「ニ」、 「ヘ」及び「ト」、 9 欄の「コ」並びに10 欄の「タ」は、百分率を用いてください。</p> <p>⑰ (略)</p> <p>4. (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正令の施行の際現に存する建築物（令和二年四月一日から施行日の前日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下この項及び次項において「法」という。）第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものを除く。）で改正令の施行により新たに法第十二条第一項に規定する特定建築物に含まれることとなるものについての施行日以後最初の点検（同条第二項の点検をいう。）については、建築基準法施行規則第五条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。

2 建築設備等（改正令の施行の際現に存するもの又は施行日から令和六年三月三十一日までの間に法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）で改正令の施行により新たに法第十二条第三項に規定する特定建築設備等に含まれることとなるものについての施行日以後最初の点検（同条第四項の点検をいう。）については、建築基準法施行規則第六条の二第二項の規定にかかわらず、施行日から令和八年三月三十一日までの間に行うものとする。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。